

(趣旨)

第1条 この規程は、公益通報者保護法(平成16年法律第122号)に基づく公益通報に関し、市がとるべき事務処理の基準等を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において「職員等」とは、次に掲げる者をいう。

- (1) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)に規定する一般職の職員、非常勤職員及び臨時職員(以下「市職員」という。)
- (2) 市から事務又は事業の委託を受けた者及びその受託業務に従事している者
- (3) 地方自治法(昭和22年法律第67号)に規定する指定管理者及びその管理する公の施設の管理の業務に従事している者

2 前項に規定するもののほか、この規程において使用する用語は、公益通報者保護法において使用する用語の例による。

(職員等からの公益通報)

第3条 職員等は、市職員の行為について通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしていると思料して、市長に対し公益通報を行うときは、次に掲げる事項を記載した書面を職員等通報窓口として市長が定める課等に提出するものとする。

- (1) 公益通報者の住所、氏名及び電話番号
- (2) 通報対象事実を証するもの又はその内容
- (3) 通報対象事実に関わる者の氏名
- (4) 前3号に掲げるもののほか、通報対象事実に関し知り得た事項

2 職員等通報窓口の長は、前項の公益通報があったときは、遅滞なく市長に報告するものとする。

(調査)

第4条 市長は、前条第2項の規定による報告を受けたときは、職員等通報窓口の長及び市長が指定する職員に、当該公益通報について調査させるものとする。ただし、当該公益通報が通報対象事実には該当しないとき又は匿名のもので調査することが事実上困難であるときは、この限りでない。

2 市長は、前項の調査(以下「職員等通報調査」という。)の実施に当たっては、公益通報者が特定されないこと及び利害関係人の秘密、信用、名誉、プライバシー等に配慮させるものとする。

3 職員等通報窓口の長は、調査を行う場合はその旨を、調査を行わない場合はその旨及びその理由を、当該公益通報があった日から20日以内に公益通報者に通知するものとする。ただし、公益通報者が特に通知を望んでいないときは、この限りでない。

4 市長は、公益通報を受けた事案について特別の利害関係を有する市職員を、当該公益通報に係る事務に関与させないものとする。

(報告)

第5条 職員等通報窓口の長は、職員等通報調査の結果を、当該調査の結果に係る資料を添えて市長に報告するものとする。

(市長による措置)

第6条 市長は、前条の規定による報告を受けた結果、通報対象事実があると認めるときは、違法行為の是正、告発、懲戒処分その他の措置をとるとともに、再発防止のための必要な措置をとるものとする。

2 職員等通報窓口の長は、職員等通報調査の結果及び前項の措置の状況を、利害関係人の秘密、信用、名誉、プライバシー等に配慮しつつ、速やかに公益通報者に通知するものとする。ただし、公益通報者が特に通知を望んでいないときは、この限りでない。

(不利益取扱いに対する不服申立ての教示)

第7条 市長等は、公益通報をしたことを理由として不利益な取扱いを受けたと思料する職員等の求めに応じて、当該不利益な取扱いに対する不服申立ての方法を教示するものとする。

(労働者からの公益通報)

第8条 労働者は、通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしていると思料して、市長に対し公益通報を行うときは、次に掲げる事項を記載した書面を労働者通報窓口として市長が定める課等に提出するものとする。

- (1) 公益通報者の住所、氏名及び電話番号
- (2) 通報対象事実を証するもの又はその内容
- (3) 通報対象事実に関わる者の氏名
- (4) 前3号に掲げるもののほか、通報対象事実に関し知り得た事項

2 労働者通報窓口の長は、前項の公益通報があったときは、遅滞なく市長に報告するものとする。

3 労働者通報窓口の長は、第1項の通報対象事実に関し、市の機関が処分又は勧告等をする権限を有していないときは、公益通報者に対し当該権限を有する行政機関を遅滞なく教示するものとする。

(調査)

第9条 市長は、前条第2項の規定による報告を受けたときは、通報対象事実に関する処分又は勧告等を所管する課等の長(以下「所管課等長」という。)に対して当該公益通報について調査させるものとする。ただし、当該公益通報が通報対象事実に関し該当しないとき又は匿名のもので調査することが事実上困難であるときは、この限りでない。

2 市長は、前項の調査(以下「労働者通報調査」という。)の実施に当たっては、公益通報者が特定されないこと及び利害関係人の秘密、信用、名誉、プライバシー等に配慮させるものとする。

3 所管課等長は、調査を行う場合はその旨を、調査を行わない場合はその旨及びその理由を、当該公益通報があった日から20日以内に公益通報者及び労働者通報窓口の長に通知するものとする。ただし、公益通報者が特に通知を望んでいないときは、この限りでない。

(報告)

第10条 所管課等長は、労働者通報調査の結果を、当該調査の結果に係る資料を添えて市長及び労働者通報窓口の長に報告するものとする。

(市長による措置)

第11条 市長は、前条の規定による報告を受けた結果、通報対象事実があると認めるときは、処分、勧告その他の必要な措置をとるものとする。

2 所管課等長は、労働者通報調査の結果及び前項の措置の状況を、利害関係人の秘密、信用、名誉、プライバシー等に配慮しつつ、速やかに公益通報者及び労働者通報窓口の長に通知するものとする。ただし、公益通報者が特に通知を望んでいないときは、この限りでない。

(匿名等の公益通報の取扱い)

第12条 匿名の書面、電子メール等で通報された公益通報の取扱いは、第3条第1項又は第8条第1項の規定に基づき行われた公益通報に準ずるものとする。

(通報関連資料の管理)

第13条 職員等通報窓口、労働者通報窓口及び通報対象事実に関する処分、勧告等を所管する課等は、公益通報の処理に係る記録及び関係書類を、通報者の秘密保持に配慮しつつ適切な方法で管理し、10年間(当該公益通報に関し争訟が生じていることを確認した場合にあっては、当該争訟が終結するまでの間)保存するものとする。

(その他)

第14条 この規程に定めるもののほか公益通報に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。